合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十一年八月二十一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://sys.tadano.co.jp/kessan/toyo/index.html

（乙）http://sys.tadano.co.jp/kessan/enta/index.html

平成二十一年七月二十九日

東京都江東区新木場二丁目七番一号

（甲）トーヨークレーンサービス株式会社

代表取締役　髙橋　幸則

千葉県佐倉市大作一丁目八番四号

（乙）タダノ・エンタープライズ株式会社

代表取締役　鳥飼　忍

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年七月八日

掲載頁　一〇八頁（号外第一四四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年七月八日

掲載頁　九十二頁（号外第一四四号）

平成二十一年七月二十九日

東京都中央区晴海一丁目八番一一号

（甲）サミットエナジーホールディングス株式会社

代表取締役　妻鹿　英史

東京都中央区晴海一丁目八番一一号

（乙）サミットエナジー株式会社

代表取締役　川辺　豊明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年四月十五日

掲載頁　八十三頁（号外第八十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年四月十五日

掲載頁　八十五頁（号外第八十一号）

平成二十一年七月二十九日

横浜市港北区新横浜一丁目七番九号友泉新横浜一丁目ビル

（甲）ラムリサーチ株式会社

代表取締役　森田　雅之

東京都文京区本郷一丁目二四番一号

（乙）日本エスイーゼット株式会社

代表取締役　森田　雅之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年七月二十二日

掲載頁　九十一頁（号外第一五三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年七月二十二日

掲載頁　九十一頁（号外第一五三号）

平成二十一年七月二十九日

長野市桐原一丁目三番五号

（甲）株式会社本久

代表取締役　加藤　章

長野市桐原一丁目三番五号

（乙）株式会社本久トレーディング

代表取締役　加藤　章

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十一年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は平成二十一年七月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年七月二十一日

掲載頁　九十一頁（号外第一五二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年七月二十一日

掲載頁　九十二頁（号外第一五二号）

平成二十一年七月二十九日

岐阜県羽島郡岐南町みやまち四丁目一四四番地

（甲）ハンザテック岐阜株式会社

代表取締役　大森　正行

大阪府大阪市北区東天満一―六―一六

（乙）ハンザテック大阪株式会社

代表取締役　味岡　秀治

合併公告

左記会社は合併してAはB、C、D、E、F、G、H及びIの権利義務全部を承継して存続し、B乃至Iは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十月一日であり、Aは会社法第七九六条第三項に基づき株主総会承認を経ずに合併を決定しており、B乃至Iの株主総会の承認決議は平成二十一年八月十七日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（A）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月二十六日

掲載頁　二五一頁（号外第一三六号）

（B）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月二十六日

掲載頁　二五〇頁（号外第一三六号）

（C）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月二十六日

掲載頁　二五〇頁（号外第一三六号）

（D）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月二十六日

掲載頁　二五〇頁（号外第一三六号）

（E）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月二十六日

掲載頁　二五一頁（号外第一三六号）

（F）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月二十六日

掲載頁　二五一頁（号外第一三六号）

（G）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月二十六日

掲載頁　二五一頁（号外第一三六号）

（H）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月二十六日

掲載頁　二五一頁（号外第一三六号）

（I）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月二十六日

掲載頁　一八五頁（号外第一三六号）

平成二十一年七月二十九日

愛知県名古屋市中区栄五丁目二五番二五号

（A）中部小松リフト株式会社

代表取締役　明　真佐志

北海道札幌市白石区本通二一丁目北一番八号

（B）北海道小松フォークリフト株式会社

代表取締役　鴻池　達之

宮城県仙台市宮城野区扇町四丁目一番三八号

（C）東北小松フォークリフト株式会社

代表取締役　闢　孝司

埼玉県上尾市二ツ宮一〇九六番地一

（D）関越小松フォークリフト株式会社

代表取締役　牛窪　一雄

東京都品川区南大井二丁目八番一号

（E）東京小松フォークリフト株式会社

代表取締役　牛窪　一雄

大阪府大阪市東成区深江北二丁目六番二号

（F）近畿小松フォークリフト株式会社

代表取締役　大杉　佳彦

広島県廿日市市木材港北七番三〇号

（G）中国小松フォークリフト株式会社

代表取締役　藤田　伸之

愛媛県松山市東垣生町九六四番地

（H）四国小松フォークリフト株式会社

代表取締役　森川　元嗣

熊本県熊本市大窪二丁目一〇番一号

（I）九州小松フォークリフト株式会社

代表取締役　藤田　伸之